

農業施設学会プレゼンテーション賞 選考委員会細則

2014年1月25日 制定

2017年1月21日 一部改正

2018年12月5日 一部改正

1. 農業施設学会賞規程第6条の規定に基づき、農業施設学会プレゼンテーション賞選考委員会の組織および運営については、この細則の定めるところによる。
2. 農業施設学会賞審査委員会(以下、審査委員会と表記)の下に農業施設学会プレゼンテーション賞選考委員会(以下、選考委員会と表記)を設ける。
3. 選考委員会の委員は、審査委員会委員若干名および審査委員会が依頼する専門委員若干名とする。選考委員長は審査委員長または審査委員とする。委員の任期は当該研究発表会年度の1年とする。
4. 農業施設学会プレゼンテーション賞は、農業施設学会大会研究発表会(口頭発表およびポスター発表)における優秀な発表に対して授与する。
 - 2) 本賞は以下の4部門で選考・授賞を行う。若手研究者は応募時において40歳以下の正会員とし、学生は大学などに在学中の学生会員または正会員とし、年齢制限を設けない。
 - i) 若手研究者・口頭発表の部
 - ii) 若手研究者・ポスター発表の部
 - iii) 学生・口頭発表の部
 - iv) 学生・ポスター発表の部
- 3) 他学会と連合して開催する合同大会においては本賞を設定しない。
5. 本賞に応募を希望する会員は、大会開催案内において通知されるプレゼンテーション賞応募要領に基づき大会事務局宛にエントリー書を送付する。
 - 2) 1件の発表課題につき応募者は主発表者1名(講演要旨集発表者氏名に○印が付された者)とする。
6. 選考委員会は、大会研究発表会(口頭発表およびポスター発表)におけるプレゼンテーション賞応募課題から優秀課題を選考する。具体的な選考方法は別に定める。
 - 2) 審査委員会は、選考委員会による選考結果について審議して授賞候補を決定し、学会長宛に報告する。
 - 3) 学会長は審査委員会の議に基づき、受賞候補者を常任理事会にはかって決定する。
 - 4) 決定通知・公告・表彰
 - i) 庶務委員会は受賞者あてに結果を通知する。
 - ii) プレゼンテーション賞受賞者名および研究課題を、審査終了後、直近に発刊される学会誌「農業施設」および学会ホームページに公告する。